

## さいたま市住所の表示の変更事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、住所の表示が住民の日常生活に不便を与えている区域について、住所の表示を変更することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「住所の表示」とは、住所を町の名称、番号等を用いて表示したものをいう。

2 この告示において「住民の日常生活に不便を与えている住所の表示」とは、次に掲げる住所の表示をいう。

(1) 区域が地理的に分離している町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の市町村の区域内の町又は字をいう。以下同じ。）に存する住所の表示

(2) 同一の住所の表示が複数存在する区域の住所の表示

(3) 隣地の住所の表示が連番となっていない区域の住所の表示

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた区域の住所の表示

3 この告示において「住所の表示の変更事業」とは、市以外の者からの要望を受け、住居表示（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法により、住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示することをいう。）又は町名地番整理（町の名称、町の区域若しくは地番のいずれか又は全てを変更することをいう。）により、住所の表示を変更するために、市長が議会に議案を提出するまでの事前手続に係る事業をいう。

4 この告示において「関係人」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 住民の日常生活に不便を与えている住所の表示となっている区域（以下「変更対象区域」という。）に居住している者

(2) 変更対象区域において恒常的に事業を営んでいる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が認めた者

5 この告示において「市街地」とは、次に掲げる区域をいう。

(1) 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。以下この号において同じ。）及び市街化区域と隣接してい

る区域

- (2) 前号の規定にかかわらず、専ら住宅供給を目的として開発された一団の区域
- (3) 工場、事業所その他これらに類する施設を立地するために開発された一団の区域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めた区域  
(要望)

第3条 変更対象区域に居住し、住所の表示の変更事業の実施を望む者（以下「要望者」という。）は、市長に対し要望書を提出することができる。

2 前項の要望書を提出する場合は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 住民の日常生活に不便を与えている住所の表示を原因として、要望者の日常生活に支障が生じていること。
- (2) 変更対象区域が、市街地であること。
- (3) 変更対象区域及びその周辺の区域で、町の区域に影響を与える、都市計画事業（都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。）の予定がないこと及び開発行為（同条第12項に規定する開発行為をいう。）が行われていないこと。
- (4) 前項の要望書を提出することについて、関係人が属する地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下この条において同じ。）の意思決定、要望者が関係人に対して行う意見の調査等により、多数の関係人の合意がとれていること。
- (5) 新たな町の区域の案が、簡明な境界線をもって区画され町が一団として形成されていて、周辺の町と比較し、人口及び面積が同規模以上となっていること（新たに町の区域を画する場合及び町の区域を変更する場合に限る。）。

3 第1項の要望書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 要望者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その所在地及び代表者の氏名）
- (2) 住所の表示の変更事業の実施を望む理由
- (3) 新しい町の名称の案（町の名称の変更を希望する場合に限る。）
- (4) 新しい町の区域の案（新たに町の区域を画する場合及び町の区域を変更する場合

に限る。)

4 第1項の要望書の提出には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 住民の日常生活に不便を与えている住所の表示を原因として、要望者の日常生活に支障が生じていることを証する書類
- (2) 関係人が属する地縁による団体による第1項の要望書の提出に係る意思決定が行われたことを証する書類
- (3) 関係人に対して行う第1項の要望書の提出に係る意見の調査の内容及びその結果
- (4) 第1項の要望書の提出を行うことを関係人に対して周知するために作成したビラ
- (5) 第1項の要望書の提出を行うことを関係人に対して周知するために開催した説明会の資料、参加者名簿及び会議録
- (6) 第1項の要望書の提出を望まない関係人に対する対応の記録
- (7) 新しい町の区域の案が記載された地図（新たに町の区域を画する場合及び町の区域を変更する場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める資料  
(要望内容の確認)

第4条 市長は、前条第1項の要望書の提出が行われたときは、当該要望書に記載された事項及び前条第4項の書類の内容（以下「要望内容」という。）を確認するものとする。

（要望内容に係る意向調査）

第5条 市長は、前条の規定による確認の結果、要望内容が適正であると認めるときは、関係人並びに変更対象区域に本籍を置いている者及び不動産を所有している者に対し、要望内容に対する意向調査を行うものとする。

2 市長は、前項の意向調査の後に、当該意向調査に係る結果を周知するための説明会を開催するものとする。

（審議会への諮問）

第6条 市長は、前条第1項の規定による意向調査の結果を踏まえ、住所の表示を変更すべきものと認められるときは、当該住所の表示を変更することについて、さい

たま市町名町界審議会条例（令和5年さいたま市条例第41号）に定めるさいたま市町名町界審議会に対し諮問するものとする。

（住所の表示の変更の決定）

第7条 市長は、前条の規定による諮問に対する審議の結果を踏まえ、住所の表示を変更するに値すると認められるときは、住所の表示を変更する手続を進める旨を要望者に通知する。

2 市長は、第4条の規定による確認、第5条の規定による意向調査又は第6条の規定による諮問に対する審議の結果を踏まえ、住所の表示を変更するに値すると認められないときは、住所の表示を変更しない旨を要望者に通知する。

（基準）

第8条 住所の表示を変更するための技術的基準は、市長が別に定める。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。